



ゴールデンウィークは、いかがお過ごしでしたでしょうか？コロナの感染症分類も見直され、少しずつ以前の日常に近い生活様式を取り戻しつつあるようです。お天気にも恵まれ、お出かけされた方も多かったのではないのでしょうか。連休明けからは、年々早くなっている気がします。日中は夏のような陽気の日も、増えてまいりますので、体調にも気を配り、頑張っていきたいと思います。

職場つみたて NISA の奨励金について（賃上げ促進税制の適用）

職場つみたてNISAとは、職場という身近な場を通じて、**NISA（少額投資非課税制度）を利用した資産形成**ができるように事業者等が、福利厚生を増進を図ることを目的とした制度で、賃上げ促進税制の適用対象となります。事業主等が金融商品取引業者（NISA取扱業者）と契約すると、従業員はNISA取扱事業者の選定する対象金融商品の中から投資対象を選択し、投資することができます。

【賃上げ促進税制の対象となる給与等について～中小企業（適用要件）～】

賃上げ促進税制では、**継続雇用者に対する給与等が、対前年比で1.5%以上増加した**などの要件を満たす場合、原則、**控除対象雇用者給与支給増加額の15%の税額控除**が認められます。職場つみたてNISAの奨励金は、給与天引き方式、口座振替方式の2つの支給方法がありますが、いずれを採っても従業員に支給されるものであるため、**賃上げ促進税制の対象となる「給与等」に該当**します。

また、賃上げ促進税制においては、対象となる「給与等」について、会計上どのような科目で費用計上するかは、限定されていません。したがって、職場つみたてNISAの奨励金は、給与等以外の福利厚生費として、費用計上したとしても、賃上げ促進税制対象となる「給与等」に該当することとされていますので、ご活用されてもよろしいかと思います。

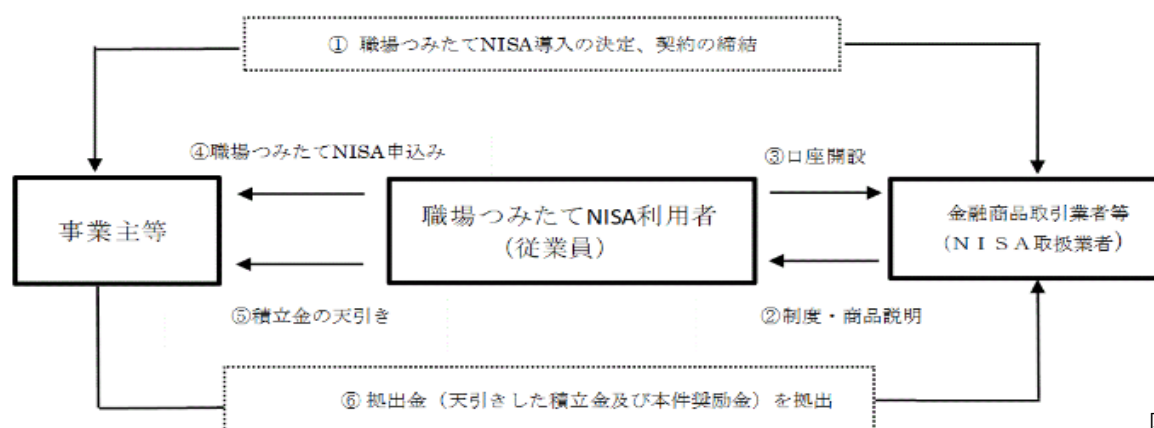
（奨励金については、科目は福利厚生費として処理しても、給与所得として課税されます。）

【奨励金の支給方法について】

奨励金を支給方法は以下の2つの方法があります。

- ① 給与天引き方式：事業主等が、従業員に支給する給与から、従業員が選択した金融商品に係る毎月の積立金相当額を天引きし、積立金相当額に奨励金を加えた金額を従業員のNISA口座に振り込む方式（下図参照）
- ② 口座振替方式：事業主等が、従業員の給与に奨励金を加算して支給し、従業員の預貯金口座等から、積立金相当額に奨励金を加算した額が、従業員のNISA口座に振り替えられる方式

【イメージ図（給与天引き方式による拠出の場合）】





【相続放棄した場合の死亡保険金について】

相続放棄は、自身に相続があったことを知った日（大抵は、被相続人が亡くなったと知った日）から3ヶ月以内に手続きをしなければなりません。

相続放棄をすると、マイナスの財産だけでなく、プラスの財産も相続できません。

ただし、保険金の受取人を相続人とする保険契約では、死亡保険金は、保険金の受取人である相続人の固有の財産となるため、死亡した被相続人の財産には、該当しません。

そのため、**相続人は、相続を放棄しても死亡保険金を受け取ることができます。**

この場合の死亡保険金は、相続財産では、ありませんが、『みなし相続財産』として相続税の課税対象にはなりません。

相続放棄をすれば、死亡保険金のみが相続税の課税対象となります。



たとえば、田舎の両親がお住まいのご実家があり、プラスの財産が特になく、両親が亡くなれば、今後、利用するご予定がない実家のみが残る場合には、相続の放棄も視野に入れてもよろしいかもしれません。



生前からその不動産が売却可能なものであるのかなど、その先のご利用予定なども含めて、確かめておくのも、良いかもしれません。

相続について、ご心配などございましたら、弊社にご相談いただければと思っております。

源泉所得税の納期限(特例の場合)

源泉所得税の納期の特例を受けている方は、

7月10日までに、今年の1月から6月に源泉徴収した金額を、**半年分まとめて納める**ことになります。



直前に慌てないよう事前に準備をしておきましょう。

社会保険料の算定基礎届の提出

健康保険や厚生年金の保険料算定の基礎となる、標準報酬月額の設定時期がきました。

毎年7月に、その年の4月、5月、6月に支払われた報酬に基づいて9月1日からの標準報酬月額を決定しています。

手続きの対象となるのは、毎年7月1日にその会社に在籍し、社会保険に加入している社員(被保険者)全員ですが、**6月1日以降に被保険者となった方や、7月改訂の月額変更届を提出する方は、対象外**です。

算定の基礎となる報酬には、**通勤手当や住宅手当等の手当も含まれ、現物支給**

(定期券、食事、自社製品など) **も金銭に換算して報酬に含めますので注意が必要です。**



提出期限は7月10日となっています。

※スタッフブログ※

弊所ホームページにて、**事務所スタッフによるブログ**を公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。< <http://ameblo.jp/yaraichotax/> >

優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-48 TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。